

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成22年10月20日 10:15~13:20 小雨のち雨
2 署 視 員	[REDACTED]
3 業者氏名	[REDACTED]
4 業者住所	熱海市伊豆山 赤井谷残土処分地
5 立会者	[REDACTED] 重機オペレーター [REDACTED] 熱海市まちづくり課 [REDACTED]ほか1名 神奈川県廃棄物指導課 [REDACTED]ほか2名

6 現地の状況

*昨日の立入調査の際、[REDACTED]から「明日木くずを掘り起こさせる」との話があったので立会った。

<現場の状況>

10:15~

- すでに重機オペがトラック残土投入口から左に約4、5メートル横あたりの場所を掘り始めていた。
- 以前に重機オペが言っていた木くずのある場所と違うので、その旨を[REDACTED]や[REDACTED]に伝えるが、[REDACTED]はここだという。掘り進めると木くずがでてくる。
- 見える範囲で掘り進めていくと、拾い集めて仮置きした木くずとは別のものと思われる木くずが現れた。黒い土？（土かどうかは不明。燃えがらのようにも見える）に混ざった状態で、建設廃材と思われる。
- [REDACTED]にも立ち会ってもらいたいと[REDACTED]に言うと、[REDACTED]は[REDACTED]と今日の午後に会うことになっているといい、連絡を取り始め、しばらくすると[REDACTED]が現場に現れた。
- 掘り起したとき、何かが発酵したような臭い（木くずの発酵？、燃えがら？）がした。

10:55~

- 神奈川県庁職員が調査のため現場に来る。もともとはがれき置場の状態を確認するために来たとのことだが、一緒に掘り起こし作業に立ち会った。（12:00ごろ帰った）
- 木くずが埋まっていないと思われるところまで掘ってもらい、目視で木くずが無いことを確認し、作業を終了した。深さ約3メートル、縦横3×3メートル程度の穴となつた。底は地山と思われるところまで到達。
- 掘り起したものは、土を含めた量にして30m³ぐらい。
- 掘ったところは、残土処分地の傾斜の最上段の基面に近いところであり、雨も降っていることから、熱海市立会いのもと、穴のままでは崩落等の危険もあると判断し、木くずの混ざっていない残土で埋め戻した。また木くず交じりの残土は山のまき後方に寄せて置くこととした。
- 掘り起しが終わったころ、[REDACTED]と[REDACTED]は、[REDACTED]の現場に行くといってでかけていった。

13:15 埋め戻し、木くずの移動作業終了

13:20 [REDACTED]に電話連絡し、あとで現場の状態を確認しておくよう伝える。

<木くずについて>

- 誰が木くずを埋めたのかについては、[REDACTED]、[REDACTED]はふれようとしない。
- [REDACTED]と[REDACTED]は、今回出た木くずは自分たちが拾ったものと違う、置き場所は別のところだと言った。
- 今回発見した木くずの処理については、[REDACTED]から、パケットで飾つて回収作業をするとの話ができた。

- また[]からは、集めたものはがれき置場において、がれき置場のごみと一緒に搬出すること。
 彼らの態度からすると、関係ないといっておきながら、撤去作業をするというのは、木くずの搬入についてなんらかの関与又は事実の把握をしているのではないかと思われる。
 雨のためすぐには作業はできないため、作業をする際には、当課も立ち会うので事前に連絡をよこすよう[]と[]に指示した。

<[]の話>

前日に[]が、残土を入れたのは[]だと主張したが、[]は「自分ではない、自分は最近は全く現場に関与していない、お金がなくて工事ができないことは熱海市に正直に話している、しばらくぶりに来て見たら、土が沢山入っていたりごみ混じりの石が敷かれているのに驚いている、最近は自分が作業を依頼していないのにオペの作業代などを請求されている、自分が熱海市役所で話をしたこと（事実申立書を取ったこと）は知られるに困る、さつきも[]から「お前が木くずをトラック何十台も入ったことを言ったな」と言われた。」などと、[]や[]に聞かれないように話していた。

<まとめ>

- 今回発見した木くずを埋めた時期、方法、行為者などは今のところ不明。関係者の主張が食い違つており、誰かの言動を信頼するだけの根拠となる材料が無い。

7 今後の対応

- ・廃棄物リサイクル課に情報提供する。現地調査を継続実施する（含む撤去作業立会い）。
- ・10月25日（月）に神奈川県担当課との情報交換・打合せと、[]及び[]の現場確認を行う予定。
- ・木くずや混廃などの撤去指導をはじめ今後のお応方針を整理していく。
- ・次回立入調査時に、木くずと混じっていた燃え殻様の土を収去する。

○区分

排出事業所	製造業	多量排出事業所				その他		[]
		その他						
	建設業	多量排出事業所				し尿処理施設		
		その他						
	特別管理産業廃棄物排出事業所					ごみ処理施設	焼却	
	下水処理施設						埋立	
	埋設地を有する事業所						その他	
	その他					その他処理施設		
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外						
		特管物						
	中間処分	特管物以外						
		特管物						
	最終処分	特管物以外						
		特管物						

<対応>

[] 市役所の協議

- 施工主([])に対する文書による指導を熱海市と御用いて
 検討

写真① 全景

(左の丸が木くずが埋まっていた穴、右の山は掘り起こした木くず混じりの土を置いたところ)



写真② 残土処分地側から撮影

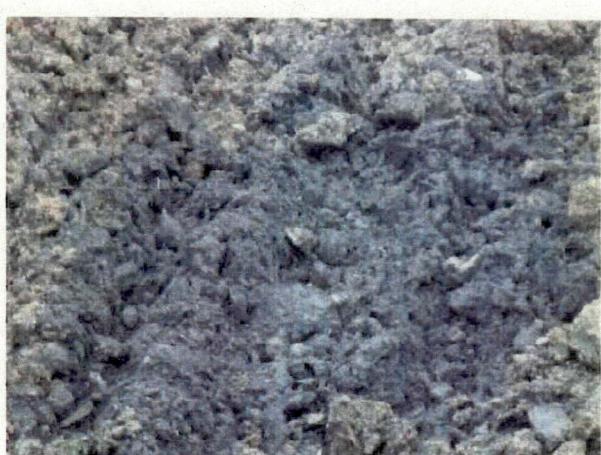


写真③ 奥から残土処分地方向に撮影



写真④

穴を掘り進めながら見えてきた木くず。黒っぽい土（？）と混ざっている。



写真⑤



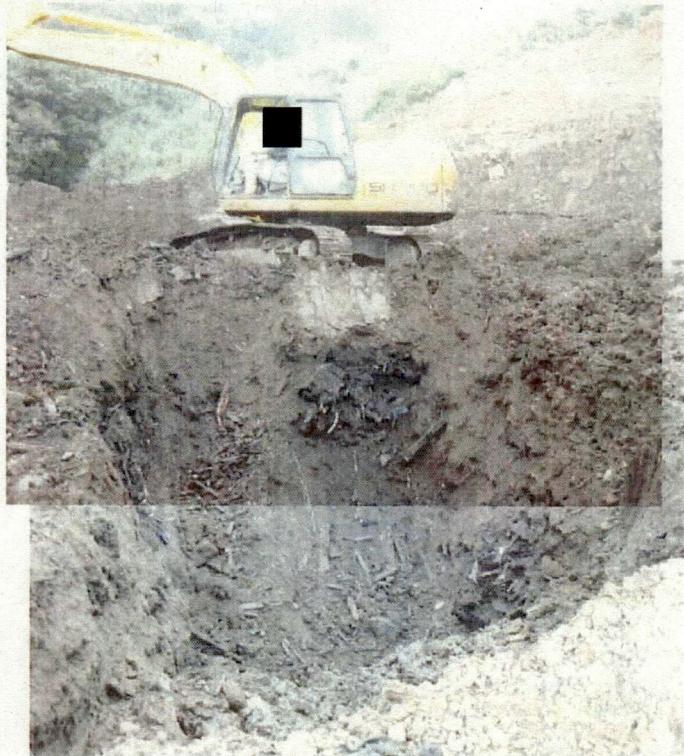
写真⑥



写真⑦ 挖り出したばかりの木くず混じりの土の山



写真⑧重機の手前が掘った穴



写真⑨木くずを撤去後、埋め戻した穴の跡と仮置きした木くず混じり土の山（奥側から撮影）



穴の表面











